

平成25年(ワ)第515号 損害賠償請求事件(国賠)

直送済

原告 遠藤行雄 外19名

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面 (4)

平成26年5月2日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 奥 原 靖 裕



本訴訟において、原告らは、被告東電に対し、原賠法2条2項に定める原子力損害として、避難費用、生活費増加分、就労不能損害、財物損害、精神的損害(慰謝料)等の賠償を求めている。

これに対し、被告東電は、原賠法18条に基づいて設置されている原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)が策定した中間指針等に定めるところに従い賠償を行う用意がある旨を述べているところである(被告東京電力個別準備書面(1)、同(2))。

本準備書面では、まず「第1」において、かかる中間指針等の位置付けについて明らかにするとともに、「第2」において、審査会が平成25年12月26日に公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」(乙

ニ共16, 以下「中間指針第四次追補」という。)に定める, 「避難が長期化する場合の精神的損害に係る慰謝料」及び「住居確保損害」について主張するとともに, 必要に応じて原告らの主張に反論するものである。

第1 中間指針の位置付けについて

1 審査会の役割について

原子力発電所において万一原子力事故が発生した場合, 損害の発生が極めて広範囲に及び, その損害の性質としても多種多様なものにわたり, 原子力損害の賠償を巡る紛争が多数生ずることが予想される。

原賠法18条は, こうした場合に備えて, 公平かつ迅速な賠償実施が可能となるよう, 審査会の設置について規定するとともに, 審査会の所掌事務として, 「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」(同条2項1号)と並んで, 「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」(同項2号)を掲げている。

そして, 同法は, かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」(同項3号)をも審査会の所掌事務とし, 審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている(原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条)。

こうした法令上の定めにより, 審査会は, 原子力事故が発生した際には, 必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討を行い, 原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによつて, 広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

2 本件事故における審査会の設置と中間指針等の策定・公表

本件事故に関しても、上記原賠法の規定に基づき、本件事故後の2011（平成23）年4月11日付けで、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針が策定されている。

本件事故に関して設置された審査会の委員は計10名¹であるが、そのうち法律の専門家は6名（民法の研究者が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士（元東京高裁判事）が1名）である。また、研究者の多くが東海村JCO臨海事故あるいは原賠法の改正にも関与している。

審査会は、上記2011（平成23）年4月に設置されて以降、数十回にわたり、公開の議場で十分な審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等を行い、その被害の実情の把握の上に、多数の被害者に対して適用されるべき公平・適切な原子力損害の賠償の範囲・基準について、現時点で以下のとおり指針を策定・公表している（以下、併せて「中間指針等」という。）。

- ・平成23年8月5日付け中間指針（乙ニ共1）
- ・平成23年12月6日付け中間指針追補（乙ニ共2）
- ・平成24年3月16日付け中間指針第二次追補（乙ニ共3）
- ・平成25年1月30日付け中間指針第三次追補
- ・平成25年12月26日付け中間指針第四次追補（乙ニ共16）

¹ 大塚直（早稲田大学大学院法務研究科教授）、鎌田薫（早稲田大学総長、早稲田大学大学院法務研究科教授）、草間朋子（大分県立看護科学大学学長）、高橋滋（一橋大学大学院法学研究科教授）、田中俊一（財団法人高度情報科学技術研究機構会長）、中島盛（桐蔭横浜大学法科大学院教授／弁護士）、能見善久（学習院大学法務研究科教授、座長）、野村豊弘（学習院大学法学部法学科教授）、山下俊一（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科研究科長）、米倉義晴（放射線医学総合研究所理事長）。ただし、その後変動あり。

3 中間指針等に基づく賠償の実施状況

被告東電は、上記のとおり審査会が原賠法に基づく原子力損害賠償の法体系を踏まえて策定した中間指針等の賠償指針に基づき、精神的損害（慰謝料）、検査費用、避難費用、一時立入費用、帰宅費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の賠償につき、順次賠償書式を整備した上で、その賠償基準を策定・公表し、賠償を実施している。

なお、被告東電は、個別の被害者との間だけではなく、各地方公共団体との協議、農業団体や漁業団体等の各種業界団体との集団交渉等においても、上記審査会の策定した中間指針等に基づき折衝を進めてきている。

さらに、審査会の下には、原賠法18条2項1号に基づき任意の和解仲介手続を進めるための機関として、原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、これまで多数の和解仲介手続（以下「ADR手続」という。）が実施されてきているが、ADR手続においても、同様に上記審査会の定めた中間指針等に基づき個別的和解による解決がなされている。

以上の結果、被告東電による直接賠償手続での賠償額総額は、平成26年4月25日時点で、避難等対象者（約16万人）である個人に対する賠償件数約51万2000件（世帯単位の延べ件数）、自主的避難等対象者（約200万人）である個人に対する賠償件数約128万7000件（世帯単位の延べ件数）、法人・個人事業主等への賠償件数約21万8000件、合計約3兆7361億円に上っている。

4 中間指針等の裁判上の位置付け

以上のとおり、

ア 中間指針等は、中立的な専門家からなる審査会が、原賠法18条2項2号に定める法律上の所掌事務として、同項3号に根拠を置く調査・評価の権限に基

づき、会議の公開の下で多数回にわたる審議を経て、原子力損害の範囲の判定に関する一般的な指針として定められたものであり、法令上の根拠に基づく指針であること

イ 審査会の審査においては、本件事故による被害について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等が行われており、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握した上で、多数の被害者が生じているという本件事故の特徴にも鑑み、多数の被害者間において公平かつ適切な原子力損害賠償を実現しようとする観点から策定されているものであり、このような中間指針等に拠ることにより、多種多様な損害発生状況について、公平かつ迅速な解決が可能となること

ウ 中間指針等の策定の過程においては、審査会における法律専門家による過去の裁判例等の審議・検討も行われており、裁判上の解決の場合をも視野に入れて賠償水準が検討、設定されているものであり、かつ、そのような結果として中間指針等の内容については裁判上の解決規範としてみても十分に合理性・相当性を有するものとなっていること

エ 被告東電においては、本件事故による避難等対象者は約16万人、自主的避難等対象者は約200万人という我が国の損害賠償事例史上も類例のない膨大な被害者に対する公平かつ適切な賠償の実現が求められている状況にあるところ、同様の被害を受けた被害者に対しては同様の賠償が実現されるべきであるという公平の見地からは、本件事故のような事案においては、いかに多数の被害者間の賠償を公平に実現するかという点が極めて重要であり、審査会の定める指針の果たす機能は極めて重要であること

オ 被告東電においては、ADR手続における和解及び裁判上の和解も含めて、中間指針等に基づき、既に多くの被害者の方との間で合意に至っており、中間指針等は本件事故の賠償規範として既に定着している実情にあること

等を踏まえれば、審査会の策定した中間指針等の賠償基準は、裁判上の手続においても、十分に尊重されるべきものである。

なお、上記ウで述べた中間指針等の賠償基準がその内容において合理性・相当

性を有するものであることについては、別途準備書面において主張する予定である。

第2 中間指針第四次追補について

1 避難が長期化する場合の精神的損害の賠償について

(1) 賠償の考え方

審査会が平成25年12月26日に公表した中間指針第四次追補は、帰還困難区域、又は同区域と同様の状況にある大熊町若しくは双葉町の居住制限区域ないし避難指示解除準備区域について、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」（乙二共16の5～6頁）について、一括して賠償することとしている。

審査会は、ここにいう一括賠償される精神的苦痛等について「今回、事故後6年を超えて、非常に長期間にわたって帰れない方を特に問題にしているわけですけれども、その方の精神的損害は、ふるさとをなくしてしまったという損害と言うこともできると思います」（25年10月1日開催の第35回審査会／大塚委員）等として、いわゆる「ふるさと喪失慰謝料」としての検討を行っている。

具体的な賠償額等の基準は以下のとおりである（乙二共16・4頁）。

【指針Ⅰ①】

第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に1000万円を加算した額から、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額。

具体的には、第3期²の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

(2) 従前の避難に係る慰謝料と第四次追補に定める避難が長期化する場合の精神的損害に係る慰謝料との関係

ア 従前の慰謝料には、本件事故以前の住居環境に戻れないことにより生ずる精神的苦痛に伴う精神的損害が含まれていること

中間指針は、本件事故後の6か月間（第1期）における慰謝料額を定めるに当たり、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ」たことを考慮している（乙二共1・21頁）。

また、中間指針第二次追補は、第2期（第1期終了後（平成23年9月）から6か月間³の賠償額を定めるに当たっても、「帰還困難区域にあつては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」として（乙二共3・5頁）、明確に共同体の喪失を考慮して賠償額を定めている。

このように、中間指針第四次追補の策定以前に賠償対象とされてきた避難に係る精神的損害（慰謝料）についても、本件事故によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害や、居住地の放射線量が高くなったことによる恐怖や不安、行動の自由を制限されたことによって生じた精神的損害に加え

² 中間指針第2次追補（乙二共3）の3頁において、第3期とは、避難指示区域の見直し（避難解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の設定）時点から終期までの期間をいうとされている。

³ ただし、警戒区域等が見直される等の場合には必要に応じて見直す。

て、本件事故以前の住居環境に戻れないことにより生ずる精神的苦痛に伴う精神的損害が含まれている。

イ 中間指針第四次追補における避難が長期化する場合の精神的損害に係る慰謝料の整理

審査会は、中間指針第四次追補に定める避難が長期化する場合の精神的損害に係る慰謝料と従前の避難に係る慰謝料との関係について、以下のとおり整理している。

- ・「生活費が入っている分が従来^の慰謝料の中にはありますので、その部分はちょっと違ってくるんだと思いますけれども、もし今の時点で故郷を失うことによる慰謝料というのを出すと、その中には自宅に戻れないことによる不安の状態が続くことによる精神的慰謝料は、やっぱり含まれるんじゃないのでしょうか。」（平成25年10月1日開催の第35回審査会／能見会長）
- ・「今の時点で一括の慰謝料の賠償が決まるといたしますと、この帰還困難区域については6年分ということで、3年経過して、残りの3年分というのが、まだ時間がたっていない分があって、その分の賠償が、簡単に言えば3年でいえば半分の300万ですか、それが既に賠償されていて、これを何の賠償と考えるかと。…（略）…一括の賠償はされるとして、一括の賠償プラス300万というのが結局、故郷を失うことによる慰謝料だと考えることはできるかどうかということですね。」（平成25年10月1日開催の第35回審査会／能見会長）
- ・「今までの慰謝料は毎月毎月ということで続いていく形で、その毎回毎回の毎月毎月の慰謝料というか精神的損害を考えていたわけですが、も

し今、もう故郷を失ったということでその慰謝料が払われると、毎月毎月分というのはやっぱりそこの中にもう入ってしまうので、今までの払われた分はもちろんそれは調整しませんけども、というか、それも調整するという考え方はあるかもしれませんが、それは調整しませんが、未払部分については何らかの形で調整が必要にならないでしょうか。」（平成25年10月25日開催の第36回審査会／能見会長）

このような審議経過に照らせば、中間指針第四次追補以前の避難に係る慰謝料には、中間指針第四次追補において取り上げられている避難が長期化する場合の精神的損害に対応する慰謝料と重なり合う部分があり、中間指針第四次追補に定める避難が長期化する場合の精神的損害と、既に支払済みの避難に係る精神的損害に対する賠償とでは一部重複することになり、過去に遡って精算対象となるべきという考え方も成り立ち得るものではあるが、審査会は、将来分の慰謝料に限って精算対象としたものである。

なお、帰還困難区域に住居を有する避難者についての精神的損害額の賠償金額の総計を算定すると、第3期の始期が「平成24年6月」であった場合には、中間指針に基づく避難に係る慰謝料の賠償が平成23年3月から平成24年5月までの15か月で150万円（避難所等での避難がない場合）、中間指針第二次追補に基づく600万円（平成24年6月～平成29年5月までの5年間）の一括支払いがなされ、さらに中間指針第四次追補に基づく1000万円から精算対象となる将来分（平成26年3月以降に相当する額）を控除した700万円が賠償されることとなるので、これらを合算すれば、精神的損害に対する慰謝料総額は1人当たり1450万円となる（年齢の別を問わない。）。

（3）中間指針第四次追補を踏まえた被告東電の対応方針

被告東電は、これまで従前の慰謝料に原告らが主張するふるさと喪失に基づ

く精神的苦痛に対する賠償の趣旨が含まれるとの中間指針等の考え方に基づき、本訴訟の個別認否を行ってきたところではあるが、上記のとおり中間指針第四次追補が公表されたため、本訴訟においても、かかる中間指針第四次追補及び被告東電の策定した基準に従い、避難が長期化する場合の精神的損害の賠償に応じる方針である。

なお、被告東電は、中間指針第四次追補が策定・公表されたのを受けて、平成26年3月26日付けで、直接賠償手続におけるふるさと喪失慰謝料に係る賠償の考え方を公表しており（乙二共17）、本訴訟における個別認否は追って個別認否表を更新する形で行う予定である。

2 「住居確保損害」について

(1) 賠償の考え方

中間指針第四次追補は、上記の精神的損害の賠償に加えて、移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値を超えて負担した必要かつ合理的な費用について、いわゆる「住居確保に係る損害」として賠償することを示している。

具体的な賠償の考え方は以下のとおりである。

I) 帰還困難区域、又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域からの避難者で、従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

① 住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、後記③に掲げる費用を除く。）と、本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値（中間指針第二次追補「第2の4」の財物価値）との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の

75%を超えない額。

- ② 宅地（居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、後記③に掲げる費用を除く。）と事故時に所有していた宅地の事故前価値（中間指針第二次追補「第2の4」の財物価値）との差額⁴。
- ③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用。

II) 上記I以外の者で、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者のうち、移住等を行うことが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した上記I) ①及び③の費用、並びに②の金額の75%に相当する費用は賠償すべき損害と認められる。

III) 上記I又はII以外の者で、従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

- ① 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、③に掲げる費用を除く。）と、当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額。
- ② 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用。
- ③ ①及び②に伴う登記費用、消費税等の諸費用

IV) 従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のため

⁴ ただし、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には、当該宅地の400㎡相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は、所有していた宅地面積）に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

に負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

- ① 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金
- ② 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分

(2) 「住居確保損害」の法的性質等

中間指針第四次追補は、不動産の財物賠償については、あくまで本件事発時点における時価が対象になるとの考え方を維持した上で、一定の避難等対象者が、移住先又は長期避難先で不動産を新規取得するために当該時価を超えて費用支出した場合には、当該費用を「追加的費用」として賠償することとしている。

そのため、かかる「住居確保損害」の賠償は、不動産の新規調達の有無にかかわらず本件事発時点で直ちに受けられる状態にあるというものではなく、原則として現実に費用支出が発生した場合に賠償の対象となるものである（乙二共16・12頁）⁵。

なお、中間指針第四次追補が、このように「住居確保損害」について財物賠償とは異なる費用賠償（追加的費用の賠償）として構成していることは、同第四次追補自体のほかに、以下のような資料や審議状況からも明らかである。

- ・「移住先における住宅取得のために必要な費用若しくは建替え又は大規模修繕のために必要な費用については、特に築年数の経過した住宅の事故直前の客観的な財物価値（以下「事故前価値」という。）が減価償却により低い評価とならざるを得ないこと、移住の場合に相対的に地価単価の高い地域へ移

⁵ なお、中間指針第四次追補は、避難者の早期の生活再建を可能にするという見地から、被害東電に対し、費用発生の高蓋然性と客観的に認められる場合には、実際に費用発生が生じていなくても、移住等の先の平均的な土地価格や工事費の見積り額等を参考に事前に概算で賠償し、事後に調整する等の「柔軟かつ合理的な対応」を求めている。しかしながら、かかる概算賠償はあくまで賠償方法に関する政策的な問題であって、法的な賠償義務としては、あくまで具体的な損害発生の有無を前提に判断されることになる。

住する蓋然性が高いこと等から、当該被害者の所有する住宅（又は宅地）に係る事故前価値を超える場合もあり得ると認められる。…このため、被害者が移住を余儀なくされる場合又は帰還可能な場合における、住宅の確保に要する費用のうち、元の住宅（又は宅地）に係る事故前価値を超える必要かつ合理的な追加的費用については、住居確保損害（仮称）として、従来の東電の賠償実務における財物損害とは別に賠償すべき損害と認められる。」（乙二共18・平成25年11月22日開催の第37回審査会配布資料2-1・1頁）

- ・「移住が合理的と認められ、移住先の地価単価が被災地の地価単価より高い場合には、現行の財物賠償に加え、移住先の土地を入手する際に生じる追加的費用の全部又は一部を賠償する。」（乙二共19・平成25年12月9日開催の第38回審査会配布資料1-2・1頁）
- ・「移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値（既に東京電力が賠償中）を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。」（乙二共20・「中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」の概要）

（3）財物賠償についての被告東電の認否について

本訴訟において原告らは、不動産の財物賠償として、フラット35（全国平均額）による再取得価格を請求するものであるところ、上記のとおり、中間指針第四次追補は、本件事故当時の時価を基準として財物の損害額を賠償する中間指針等に基づく財物賠償に関する考え方を何ら変更するものではなく、むしろこれを維持するものである。したがって、被告東電の財物賠償としての個別認否については、中間指針第四次追補を踏まえても特に変更すべき点はない。

原告らによれば、本訴訟においては中間指針第四次追補に定めるところの「住

居確保損害」を予備的にも請求する意思はない（第3回準備的口頭弁論期日における訴訟代理人の発言）とのことであるので、そうである以上は、被告東電において特に追加で認否すべき点はない。

（4）不動産の財物賠償に関する原告らの主張に対する反論

ア 原告らは、第13準備書面において、居住用不動産については本件事故時点における時価ではなく、フラット35（全国平均額）による再取得価格が賠償されるべきであると主張する（6頁）。

しかしながら、このような考え方は、対象財物の所在地における地価等を離れて全国平均の新規取得価格を前提とするという点、及び建物については経年劣化を一切考慮しないという点において、行為時点における対象財物の交換価値が対象になるという財物賠償の基本的な考え方と全く相容れないものである。

およそ物の滅失、毀損に対する現実の損害賠償額は、特段の事由のない限り、滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるべきとされており（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）、本件事故に即して策定された中間指針においても、「現実に価値を喪失し又は減少した部分…が賠償すべき損害と認められる」（乙ニ共1・30頁）、「損害の基準となる財物の価値は、…本件事故時点における財物の時価に相当する額とすべきである」（乙ニ共1・31頁）と明確に規定されているところである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

イ 原告らは、中間指針も第二次追補で「本件事故発生の直前の価格は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とする等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価する」とし、再取得価格の賠償を容認するに至っていると主張する（第13準備書面の13頁）。

しかしながら、かかる原告らの主張は明らかに中間指針第二次追補を曲解

するものである。すなわち、同追補は、本件事故発生直前の価値を基準に、区域設定に応じて一定の価値減少率を乗じることを定めているところ、上記文言は、「本件事故発生直前の価値」について、個別具体的な事情に応じて再建築価格ベースでの計算を含めて合理的に評価することを定めているにすぎない。したがって、原告らの主張するように新規調達価格そのもの（しかも不動産所在地ではなく全国平均）の賠償を定めたものではない。

なお、被告東電がそれを踏まえて策定した直接賠償基準では、中間指針第二次追補の上記の趣旨も踏まえて、本件事故時点における建物の時価の算定方法として、固定資産税評価額をもとに算定する方法に加えて、住宅着工統計に基づく平均新築単価をもとに算定する方法、対象建物建築時の請負代金額をもとに算定する方法、補償コンサルタントが直接現地に赴いて再建築価格を評価する方法を定めており、中間指針第二次追補にいう再建築価格ベースでの計算を含む合理的な評価方法を採用している（被告東電共通準備書面（1）7～9頁参照）。

ウ 原告らは、経年劣化を一切考慮しない新規調達価格を賠償することが損害賠償の目的である原状回復の趣旨や被害者救済にかなうと主張する（第13準備書面の5頁）。

しかしながら、上記アで述べたところに加え、本訴訟の原告らの中には、避難等対象者でない者（原告番号8）も含めて様々な方がいる上、帰還困難区域からの避難者においても、現時点では移住するか否か、移住に当たり具体的にどのような追加的費用が発生するかについても具体的に明らかにはなっていない。また、財物賠償とは別個に、中間指針第四次追補に基づく追加的費用としての住宅確保損害の賠償がなされることを踏まえれば、財物賠償と住宅確保損害の賠償を通じて、被害の実情に即した賠償を実現することができると考えられるから、財物賠償について、裁判法理である不法行為時点における時価賠償の考え方から大きく乖離した損害額の認定を行うべき必要性もない。

被告東電としても、中間指針第四次追補に定める住宅確保損害の賠償対象者に該当する原告らにおいて、仮に移住等により追加的費用が生じる場合には、その請求に基づき、中間指針第四次追補に定めるところに従い住居確保損害としての賠償を行う方針であり、財物賠償に関して、中間指針等が定める、裁判上の確定法理でもある時価賠償の考え方に基づいて賠償対応を行うことが被害者救済を阻害するものであるということとはできない。

以 上